ホ　ニで引火した場合には引火しなくなるまで設定温度を下げ、引火しなかった場合には引火するまで設定温度を上げ、イからニまでの操作を繰り返し、引火点を測定する。

別表第七（第三条関係）

自然発火性試験は、一に規定する試験場所において、二に規定する試験の実施手順で試験物品が空気と接触して発火するか否か又はろ紙を焦がすか否かを観察するものとする。

［一　略］

二　試験の実施手順

イ　固体の試験物品に係る実施手順

(1)　試験物品（粉末（三百マイクロメートルの網ふるいを通過するものが十パーセント以上存するもの）の試験物品にあっては、当該網ふるいを通過するもの（(2)において「粉末の試験物品」という。）一立方センチメートルを、直ちに直径七十ミリメートルの磁器カッセロールの上に置いた直径九十ミリメートルのろ紙（日本産業規格Ｐ三八〇一に規定する定量分析用のろ紙で、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。以下同じ。）の中央に置き、十分以内に自然発火するか否かを観察する。

(2)　［略］

［ロ　略］

ホ　ニで引火した場合には引火しなくなるまで設定温度を下げ、引火しなかった場合には引火するまで設定温度を上げ、イからニまでの操作を繰り返し、引火点を測定する。

別表第七（第三条関係）

［同上］

［一　同上］

二　［同上］

イ　［同上］

(1)　試験物品（粉末（三百マイクロメートルの網ふるいを通過するものが十パーセント以上存するもの）の試験物品にあっては、当該網ふるいを通過するもの（(2)において「粉末の試験物品」という。）一立方センチメートルを、直ちに直径七十ミリメートルの磁器（日本産業規格Ｒ一三〇五（一九八〇）「化学分析用磁器カッセロール」に規定するカップとする。以下同じ。）の上に置いた直径九十ミリメートルのろ紙（日本産業規格Ｐ三八〇一（一九七六）「ろ紙（化学分析用）」に規定する定量分析用のろ紙で、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。以下同じ。）の中央に置き、十分以内に自然発火するか否かを観察する。

(2)　同上］

［ロ　同上］

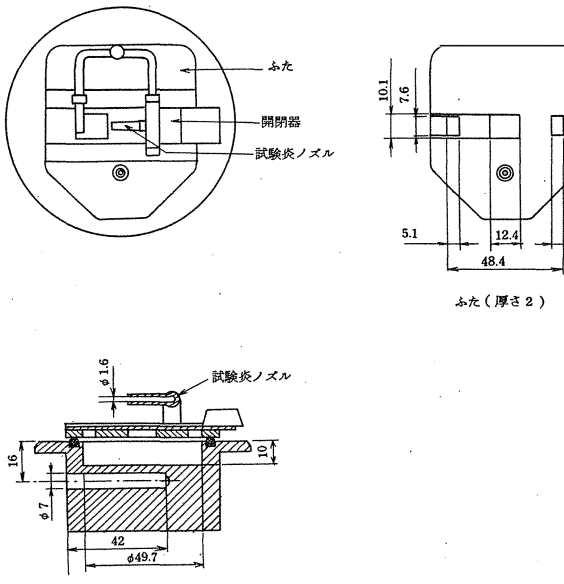


図　セタ密閉式引火点測定器の試料カップ　（単位　mm）